

※この借用証書は、租税特別措置法第91条の3第2項の規定により印紙税が課されません。

奨学金借用証書

記入例

借用金額

百	拾	万	千	百	拾	円
2	4	0	0	0	0	0

公益財団法人長岡市米百俵財団の奨学金として上記金額を借用いたしました。

ついては、貴財団の奨学金貸付規程を守り、裏面奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。

万一、正当な事由がなく奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において返還未済額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。

平成 30 年 3 月 31 日

公益財団法人長岡市米百俵財団

理事長 牧野 忠昌 様

卒業後の住所をご記入ください。

奨学生 (借用者)	(ふりがな) 氏名	なが おか た ろう 長 岡 太 郎				長岡
	住所	〒101-0003 電話番号03-1234-5678 携帯電話番号090-1234-5678 東京都××区〇〇町1-2-3				
	生年月日	平成8年6月8日	職業	会社員		
	就職先	〒〇〇〇-△△△△ 電話番号 03-××××-〇〇〇〇 東京都××区△△町2-1-1				

連帯保証人	(ふりがな) 氏名	なが おか てる お 長 岡 輝 夫	連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付			長岡輝夫
	住所	〒940-0084 電話番号 0258-39-2238 携帯電話番号 090-××××- 長岡市幸町2-1-1				
	生年月日	昭和××年8月10日	職業	会社員	本人との続柄	父
	勤務先	〒〇〇〇-△△△△ 電話番号 0258-××-〇〇〇〇 長岡商事				

奨学金返還明細書

(ふりがな) 氏名	なが おか た ろう 長 岡 太 郎	奨学生番号	No.〇〇〇〇〇
生年月日	平成 8 年 6 月 8 日	借用終了年月 (理由)	平成 30 年 3 月 満期 辞退・廃止)

借用金額内訳	借用期間		借用月数	借用月額				借用金額							
	平成	平成		万	千	百	拾	円	百	拾	万	千	百	拾	円
	26年4月	30年3月	48 か月	5	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0
	年 月	年 月	か月												
	年 月	年 月	か月												
借用金額合計 【返還総額】										2 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0					

返還期間	初回	31年 8月	10年間	返還方法	年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦
	最終	40年 12月		口座振替 期 日	年 賦・・毎年 12月27日 半年賦・・毎年 8月27日及び12月27日 月 賦・・4月から開始 毎月27日

返還計画	年度	賦金	年度	賦金	年度	賦金	年度	賦金
	平成 30年度	据え置き 期 間	(第4回) 34年 度	240,000円	(第8回) 38年 度	240,000円	(第12回) 年度	円
(第1回) 31年度	240,000円	(第5回) 35年度	240,000円	(第9回) 39年度	240,000円	(第13回) 年度	円	
			240,000円	(第10回) 40年度	240,000円	(第14回) 年度	円	
			240,000円	(第11回) 年度	円	(第15回) 年度	円	
	33年度	240,000円	年度	240,000円	円	年度	円	

希望される方はご記入ください。

月賦返還の場合は、各年度の返還額が、12で割り切れる金額で、その金額が100円単位となるよう記載してください。
例 240,000 ÷ 12 = 20,000

特記事項	郵便物は、実家へ
------	----------

(記入上の注意)

- 1 借用金額――在学中借用した奨学金総額を
(金額を訂正したときは、必ず奨学生の訂正印を押印すること。)
- 2 連帯保証人――奨学生が未成年の場合は、その保護者(親権者または未成年後見人をいう。)、
成年者の場合は、父母兄弟またはこれに代わる者
- 3 本人・連帯保証人はそれぞれ署名して鮮明に押印する(連帯保証人は実印)。
- 4 記入は正確・鮮明に、楷書で書くこと。
- 5 返還期間は、貸付期間終了後、1年間の据え置き期間を経過して10年以内(借用月額7万円の場合
は、15年以内)の期間とすること。
- 6 租税特別措置法第91条の2第2項の指定の適用により印紙税は課されません。